

「天皇制」と新聞論調

赤尾 光史*

はじめに

2016年9月、平成28年度新聞協会賞〈編集部門〉にNHKの【天皇陛下『生前退位』の意向のスクープ】が選ばれた。同賞〈編集部門〉は「ニュース」「写真・映像」「企画（キャンペーン、連載、解説、コラム、地域報道、紙面づくりの工夫など）」の3カテゴリーに分かれており、NHKの受賞作は「ニュース」カテゴリーに属する。同作品は、実質的審査に当たった「ニュース部門審査会」およびその上位機関の「選考分科会」委員が、それぞれ全員一致で評価したものである（「平成28年度新聞協会賞 選考経過」『新聞研究』2016年10月号）。

7月13日、NHKは「ニュース7」で、天皇に生前退位の意向があり、宮内庁はその意向を内外に表明する方向で調整中であることを特報した。さらにNHKは同月29日に「8月8日など候補にお気持ち表明」とした第2報を出し、事実8月8日午後3時、宮内庁は天皇の国民向けビデオメッセージを公表した。メッセージの放映時間は約11分間であった。

天皇自らが、少なくとも法制度上は想定されていない生前退位の意味を、言葉を慎重に選びながらも国民の前で相当程度明確にするというきわめて衝撃的な事態である。NHKの7月13日のスクープ報道を機に、当然ながら新聞各社も大量の関連報道を展開し、併せて社説を折々掲載するに至った。

広く天皇制の根本にかかわる事態が論議の対象となったことは、近年にも数回ある。その論議のほとんどは「女性・女系天皇容認の是非」「女性宮家創設の是非」「旧皇族の皇族としての復活の是非」など、皇位継承者の減少に対する手立てを軸に据えた、いわば方法論の検討といってよい。その折々に、新聞メディアも言論機関として社説を掲載し、論議の一角を占めてきたのはむろんである。

今回のいわゆる生前退位をめぐる論議と、過去の女性・女系天皇などをめぐる論議とでは、本来互いに異なった位相を持つ。ただ、そうであっても双方ともに天皇制の在り方、つまりは憲法規定に直接関連した事態を論議の対象とする点で共通することは疑いあるまい。

こうした認識のもとに、まず今回の生前退位問題にかかわる新聞社説を、その後に過去の天皇制関連の社説をレビューし、レビューののりを越えない程度の評を加える。これが本稿の目的である。

象徴天皇制の安定的継続のための手立てが、現在も過去においても重要な検討課題であることはいうまでもない。ただ、それと同様に、時にはそれ以上に重要なことは、「象徴天皇制とは何か」という根本的かつ国民的な論議の喚起であるように筆者には思える。記述にあたってはこのことを念頭に置くつもりである。

記述の構成は、〈1. 生前退位問題の経緯と各紙の論調〉〈2. 天皇制にかかわる近年の論議〉

*あかお みつし ジャーナリズム研究者

< 3. まとめ>とした。記述対象とする新聞は、原則として朝日、毎日、読売のいわゆる3大紙に限ったが、これはもっぱら作業量の都合による。< 1. 生前退位問題の経緯と各紙の論調>の考察対象期間は、NHKのスクープ報道以後、およそ2016年11月半ばまでとした。また、社説の掲載順は社による掲載日の違いにかかわらず、朝日、毎日、読売の順とした。

1. 生前退位問題の経緯と各紙の論調

まず、7月13日のNHKのスクープに始まる今回の生前退位をめぐる一連の動きを、8月8日のビデオメッセージ公表表明までに限定して簡単に示しておく。次のとおりである。

2016年7月13日	NHKが「ニュース7」で、天皇が生前退位の意向を宮内庁関係者に示していることから、同庁を中心にその意向を内外に表明する方向で調整が進められていると「ニュース7」で特報。宮内庁はこれを否定。
7月14日	新聞各紙が朝刊で天皇の意向表明関連ニュースを報道。
7月29日	NHKが「8月8日など候補にお気持ち表明」とする第2報を放送。
8月5日	宮内庁が、8月8日午後3時に天皇の意向を国民に向けたビデオメッセージの形で表明すると発表。
8月7日	夕刻、皇居・御所でビデオメッセージを収録。
8月8日	宮内庁が天皇の国民に向けた約11分間のビデオメッセージを公表。放送各局がニュース番組・特別番組でこれを放映。海外メディアもBBCが同時放映し、AFP、ロイターも速報。在京の一般新聞各紙は朝日、毎日、産経、東京の4紙が号外を発行して伝える。

ビデオメッセージの内容は、およそ次のようなものであった。

①80歳を超えて体力の面から様々な制約を覚えることもあり、象徴の務めを果たしていくのが難しくなることを案じている、②国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に対して象徴の立場への理解を求めるとともに、天皇もまた国民に対する理解を深め、常に国民とともにある自覚を自らの内に育てる必要を感じてきた、③高齢化によって国事行為や象徴としての行為を限りなく縮小することには無理がある、④天皇が幼少であったり、重病などでその機能を果たせなくなった場合は摂政を置くことも考えられるが、その場合も天皇は生涯の終わりまで天皇であり続けることに変わりはない、⑤天皇が深刻な状態に立ち至った場合には社会の停滞や国民の暮らしへの影響が懸念され、また終焉に当たっては2か月の殯の行事と1年間の喪儀関連行事が続いて家族などが厳しい状況におかれるが、こうした事態を避けることができないものかと思う、⑥国民の理解が得られることを切に願っている。

意向表明の翌日8月9日の各紙紙面は、当然ながら大量の関連記事・論説で横溢した。例えば朝日は1面に「天皇陛下 お気持ち表明」「退位の願いにじむ」「象徴の務め 難しくなるのでは」を見出しとする本記のほか、12個面にわたって多角的な視点の関連ニュースを掲載した。大量記事はむしろ他紙も同様であるが、ここでは省略する。

同日の各紙社説については後述するとして、その前に7月13日に放映したNHKのスクープを受けた3紙の社説から、骨子となる部分を掲出しておく。朝日と読売は7月15日付、毎日7月14日付である。

＜朝日＞7月15日付「生前退位 象徴天皇考える契機に」

「公務の削減も行われてはいるが、天皇の地位にある以上、責務を十全・公平に果たしたいという陛下の強い気持ちがあり、なかなか進んでいない」「立场上、基本的人権にさまざまな制約が課されているとはいえ、陛下もひとりの人間として尊重されてしかるべきだ」「退位に道を開くとすれば、その要件や手続き、『前天皇』の地位をどう定めるかなど、課題は少なくない」「議論の過程を透明にし、これからの天皇や皇室のあり方について、国民が考えを深める環境をととのえる(略)国会には強くそのことを求めたい」

＜毎日＞7月14日付「天皇陛下のご意向 国民全体で考えたい」

「82歳の陛下は、象徴天皇として憲法に定められた国事行為など公務を行っているが、ご高齢などで差し支えが生じる前に、天皇の位を皇太子さまに譲るお考えとみられる」「象徴天皇としての役割を決してゆるがせにしない。今回のご意向にもこうしたお考えがうかがえる」

＜読売＞7月15日付「ご意向付度して広範な議論を」

「生前退位は、象徴天皇としての務めの重さと年齢について、考え抜かれた末のご意思だろう。お気持ちを付度し、議論を重ねていくことが大切である。ご高齢の陛下の健康を気遣う国民の理解も得られよう」「皇室制度の根幹に関わる問題である。政府は担当チームを設け、水面下で検討を進めているというが、今後は有識者会議などの場で幅広く意見を求めるべきだ」「皇室の将来を考えれば、秋篠宮さまの長男、悠仁さまの誕生で途絶えている女性天皇・女系天皇の議論も避けて通れない」

以上であるが、朝日が天皇の人権に言及し、「ひとりの人間として尊重されるべきだ」としている点、読売が生前退位に関する有識者会議の設置を促していること、さらに女性・女系天皇に触れていることが目を引く。

こののち、3紙が生前退位問題を社説のテーマとして一斉に取り上げるのは、ビデオメッセージ公表翌日の8月9日である。同日付3紙社説内容の抜粋は次のとおり。

＜朝日＞8月9日付「天皇陛下お気持ち表明 『総意』へ議論を深めよう」

「メッセージを貫くのは、日本国および国民統合の象徴として責務を全うすることへの、強い責任感だ」「代行者として摂政を置く案にあえて触れたうえで、天皇の務めを果たせないまま地位にとどまることへの疑念を強くにじませた」「改めて思うのは、政治の側が重ねてきた不作為と怠慢だ」「お気持ちの表明をうけて、どう対応すべきか。戦後70年にわたり、国会や憲法学界で交わされてきた象徴天皇制をめぐる議論と、これまでの歩みが土台になるのは言うまでもない」「天皇の地位は、主権者である国民の総意に基づく。陛下の思いを受けとめつつ、判断するのは国民だ。こ

の基本原則を確認したうえで、解決すべき課題とその方策を考えるために必要な材料を提示する。それが政府の使命である」「朝日新聞の社説は、これからの皇室のあり方を探る前提として、広がりすぎた感のあるこれらの活動をいったん整理し、両陛下や皇族方に、何をどう担ってもらうのが適切か、検討する必要があると主張してきた」「一連の事態は、象徴天皇制という仕組みを、自然人である陛下とそこが一家が背負っていくことに伴う矛盾や困難を浮かびあがらせた」

＜毎日＞8月9日付「陛下のお気持ち 前向きに受け止めたい」

「全体から伝わってくるのは、陛下が形式的な国事行為にとどまらず、ご自身の意思で国民の中に分け入ってきた行為こそが、象徴天皇の核心であるという自己認識である」「陛下は『務めを果たせぬまま、生涯の終わりに至るまで天皇であり続ける』と問題を指摘した。摂政制度では抜本的な対策にはならないとの思いがこもっていた。憲法1条は天皇の地位を『主権の存する日本国民の総意に基づく』と定める。国民が陛下のお言葉を主体的に受け止め、判断できるのなら、憲法問題は乗り越えられよう」「皇室の将来を考えれば、女性天皇などを含めた皇位継承の議論にもなろう」「広範な議論に及ぶ皇室典範の改正を見送り、陛下の例だけを想定して生前退位を認める特別立法を制定する案もある」

＜読売＞8月9日付「天皇『お言葉』 象徴の在り方を議論したい」

「行事を完璧にこなすことこそ、象徴天皇の務めだという陛下の信念が伝わってくる。ご意思を尊重しつつ、様々な角度から議論を深めるべきだ」「今後、精力的な活動が困難になった場合、象徴天皇たり得なくなるのだろうか。各種行事は、皇太子さまをはじめとする皇族方に委ねるなど、陛下のご負担を今より軽減する方策も考えられよう」「自発的退位は、『国民の総意に基づく』という象徴天皇の位置づけと矛盾するとの意見がある。高齢を理由とすると、一代限りの話では済まなくなることも考えられる」「生前退位を否定してきた政府の国会答弁との整合性の問題もある」「有識者会議などで議論を尽くしたい」

ビデオメッセージでは、「象徴」という言葉が8回使われている。天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」という憲法規定の「象徴」の意味あるいは機能、さらには「象徴」としての具体的な役割を述べ、その役割遂行に対する年齢的な限界を示しながら「国民の理解を得られることを、切に願っています」と結んだ。3社の社説はそれぞれ重点の置きどころが異なるが、議論対象としての「象徴天皇」あるいは「象徴天皇制」への視点設定という意識は、各紙にほぼ共通して見られる。

天皇のビデオメッセージによる将来の退位意向表明以降、政府は対応策の具体的検討に入った。憲法は第2条で「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と定めているが、その皇室典範は第4条で「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」と規定するのみで、生前退位については無規定である。したがって本来は、憲法の「世襲のもの」が生前譲位を容認しているのかどうか、また皇室典範の改正なくして天皇の生前退位も新天皇の即位も可能であるのかどうか十分な検討を要するはずなのだが、そのような根本的議論はむしろ回避され、徐々に、現天皇に限り生前退位を可能とする特別措置法の制定で対処する考

え方が浮上してくる。

9月23日、関連問題論議のための「天皇の公務負担軽減等に関する有識者会議」が、首相の私的諮問機関として設置された。同有識者会議のメンバーは次の6人。

今井敬・経団連名誉会長（座長）、小幡純子・上智大学教授（行政法）、清家篤・慶応義塾長（労働経済学）、御厨貴・東京大学名誉教授（日本政治史）、宮崎緑・千葉商科大学国際教養学部長（国際政治学）、山内昌之・東京大学名誉教授（国際関係史）。

有識者会議設置以降、10月17日の第1回会議までの動きを略記しておく。

2016年9月20日	臨時国会の所信表明演説で安倍首相が、生前退位問題に関する有識者会議の設置に言及。
9月23日	首相の私的諮問機関「天皇の公務負担軽減等に関する有識者会議」設置。
9月29日	民進党が「生前退位」に限らず、関連の問題への対応を協議する「皇位検討委員会」を党内に設置。
9月30日	横畠内閣法制局長官が衆議院予算委員会で民進党細野豪志・代表代行の質問に対し、「憲法を改正しなければ退位による皇位の継承を認めることはできないということではない」と答え、さらに「ある法律の特例・特則を別の法律で規定するのは法制上可能だ」と述べて、皇室典範の特例法制定による生前退位の実現は可能であるとする考えを示す。
10月13日	政府が有識者会議に対し、年明けに論点を整理して公表するよう求め、同時に年内に7回程度の会合を開くことを確認。
10月17日	安倍首相も出席し、第1回有識者会議を開催。

公表されている第1回有識者会議の議事概要によれば、「憲法や歴史、皇室制度などの様々な専門的な知見を有する方々からヒアリングをしっかりと行った上で、国民世論も踏まえ、それらの意見も参考に提言をまとめていくこと」を座長が提案し、次回でその人選と日程などを決定することになったという。

新聞3紙はこの第1回会合の前後に社説を掲載した。朝日と毎日が16日付、読売は18日付である。次に抜粋して掲出する。

<朝日> 10月16日付「有識者会議 掘り下げた天皇制論を」

「メンバーには、これからの時代の象徴天皇制はどうあるべきかという問題意識に立って、掘り下げた議論を望みたい」「戦前の神権天皇制に郷愁をもつ人をはじめ一部に異論は残るものの、退位を認める方向で国民合意は形づくられつつある」「典範改正が筋なのは言うまでもない。だがそうすると、退位の強制を防ぐ一般規定をどう定めるかなど、論点はさらに広がる。陛下の年齢や健康を考え、特例法で緊急かつ最小限の措置を講じるのも、一概に否定されるものではないだろう」「皇族の数が減り、将来の活動の維持が危ぶまれる事態への手当てが急がれる」「野田内閣は『女性宮家』を新たに設ける構想を打ち出したが、安倍内閣に交代してから話は進んでいない。(略) 首

相が皇室制度を大切だと思うのなら、4年間に及ぶ不作為を反省したうえで、この課題から逃げずに、真摯にとり組む姿勢を示す必要がある」

＜毎日＞10月16日付「象徴天皇 『国民と共に』あつてこそ」

「有識者会議での論点は多岐にわたるとみられるが、象徴天皇をどう考えるかはその中核となろう」「象徴の姿は固定化されたものではないだろう。時代とともに変化し、天皇の個性で変わることもあろう。時々の受けとめ方があつていい」「安倍政権は一代限りの特別立法で対応したい意向とも伝えられているが、特別立法の整備さえすれば退位が実現するわけではない。一方で時間の制約もある。その折り合いをつけるのは簡単ではない。国民の多くが納得し社会全体が共有できる議論が何より重要だ」

＜読売＞10月18日付「『生前退位』会議 予断を排した議論が重要だ」

「会議では、生前退位だけでなく、高齢である陛下の公務の負担軽減策や、国事行為を代行する摂政の役割なども議論する。陛下のご意向を尊重しつつ、政府として、制度全体を包括的に検討することは適切だろう」「憲法は、天皇は国政に関する権能を有しないと定めている。この規定に照らせば、陛下のご意向を前提に、生前退位ありきの議論を拙速に進めることは避けたい。特例で自由意思による退位を認めても、将来的に、皇位の安定的な継承が損なわれる懸念がある」「何より大切なのは、国民が納得できる結論を得ることである」

朝日の社説は、生前退位論議のみならず、これを契機に皇室をめぐる種々の問題の検討が必要であるとして、とりわけ皇族の数の減少による「将来の活動の維持が危ぶまれる事態」への懸念を示し、あらためて女性宮家という課題への真摯な取り組みを政権に求めている。女性宮家、さらには女性・女系天皇に関する議論は過去にも幾度か展開された経緯があるが、それについては、次の項で記述する。

読売の社説の眼目は、「生前退位ありきの議論を拙速に進めることは避けたい」とする一文に集約されている。感情論の支配によってあらかじめ結論が設定され、法の枠組みに対する真摯な検討がおろそかとなるような事態への警鐘と解釈すべきだろう。

第2回有識者会議は10月27日に開かれ、櫻井よしこ・ジャーナリスト、平川祐弘・東京大学名誉教授（比較文化論）、八木秀次・麗澤大学教授（憲法学）、所功・京都産業大学名誉教授（日本法制史）など16人の専門家を順次招いてヒアリングを実施することを決めた。

生前退位問題にかかわる2016年10月半ばまでの動きのあらましと、それにかかわる新聞メディア3紙の論調は以上のとおりである。

2. 天皇制にかかわる近年の論議

天皇制に関連して近年展開された論議は、およそ（1）皇室典範見直し機運を契機とする論議（小泉純一郎内閣時）、（2）「皇室典範に関する有識者会議」設置を契機とする論議（小泉内閣時）、（3）天皇即位20年を契機とする論議（麻生太郎内閣～鳩山由紀夫内閣時）、（4）女性宮家創設の動きを契機とする論議（野田佳彦内閣時）の4回とあってよい。論議の経緯と各紙社説内容は次のと

おり（肩書きは当時）。

(1) 皇室典範見直し機運を契機とする論議—2001年5月

山崎拓・自民党幹事長が著書『憲法改正—道義国家をめざして』（生産性出版、2001年）の中で女性天皇容認論を主張し、小泉純一郎首相、鳩山由紀夫民主党代表も賛意を表した。また、皇太子妃懐妊の兆しもあって女性天皇をめぐる議論が展開された。

<朝日>5月15日付「論議は自然なことだ 女性天皇」

「政府・与党から『女性天皇』に道を開こう、という考え方が出てきたのは大きな変化である。天皇制維持のために、などと力むことではない。女子の皇位継承を可能にするのは自然なこと」「憲法は男女平等を定めている。それに基づき、女性にも選挙権が認められた。女性天皇に反対する根拠は、もはや説得力をもちえなくなっている」「戦後改革を生き延びた皇室制度も、真に時代に沿ったものへと改めていく必要がある。『女性天皇』は、そのための自然な入口に位置付けられよう」

男女平等という民主主義的価値基準を前提とする女性天皇容認論の展開である。「力むことではない」かどうかはともかく、刺激的な主張ではあるだろう。なお、この社説で朝日は女性天皇論のみならず、「天皇の退位についても、議論し直した方がよい」とも主張していることを付記しておく。

<毎日>5月14日付「女性天皇 時代に合う論議をしよう」

「皇位継承を男系の男子皇族に限る皇室典範の規定には、憲法の男女平等原則に違背するとの指摘があった。女性の社会進出がめざましい今日、疑問が生じるのは当然で、見直しの議論も必要だろう」とする一方、天皇が国民とは異なる「特別な存在」であることに触れ、「国民と同列に男女平等原則だけを根拠に女性天皇を認めようとするのは、妥当とはいえない」としている。

<読売>5月16日付「ご懐妊発表 時代に沿う皇室へ議論深めたい」

骨子は「政府は、同じ新憲法で『皇位は世襲』と定めているのは『男系』を前提としており、男女平等の例外だと主張してきた。しかし、新世紀を迎えた今、これらの主張に異論が出てきても不思議はない。男女平等から『男女共同参画』へと社会も進んでいる。見直しの動きは時宜を得たものというべきだ」というものである。

以上のとおり、朝日、毎日、読売3紙の主張に微妙な違いはあるが、天皇の地位を男系の男子に限る制度の見直しの論議を促している点ではほぼ一致する。留意しておかなければなるまい。

(2) 「皇室典範に関する有識者会議」の設置を契機とする論議—2005年11月および2006年2月

皇室典範は「皇統に属する男系の男子」が皇位を継承すると定めているが、秋篠宮以来40年にわたって男系男子の誕生がなく、将来の皇位継承に支障をきたすおそれもあることから、皇室典範の改正をもって事態に対応すべしとする声が浮上してきた。こうした事情を背景に2004年12月27日、小泉純一郎首相の私的諮問機関「皇室典範に関する有識者会議」が、「将来にわたり皇位継

承を安定的に維持するための皇位継承制度とこれに関連する制度の在り方について検討を行う」ことを目的として発足した。会議メンバーは吉川弘之・独立行政法人産業技術総合研究所理事長、元東京大学総長以下10人。有識者会議は発足後17回の会合を重ね、翌2005年11月24日付で報告書を公表した。報告書の内容の柱は、①皇位継承資格を女性とその子孫の女系皇族に広げる、②皇位継承の順序は男女を問わず、天皇の直系の第1子を優先する、というものである。これに関連する社説は次のとおり。

<朝日> 2005年11月25日付「皇位継承 時代が求めた女系天皇」

「将来にわたって安定した皇位継承の制度をどうつくるか。それが有識者会議の課題だった」
「『女性天皇、女系天皇の容認』と『第1子優先の継承』という結論は妥当だと思う。支持したい」と述べて上記二つの柱を評価し、同時に「天皇が高齢などで退位したり、皇族がみずから皇室を離れたりすることができないか。そうしたことも、この報告書を機に論議が広がってほしい」と、天皇の生前退位や皇族の自由意思の尊重などにも言及していることは注目してよい（生前退位については、前記のとおり2001年5月15日付社説でも触れている）。

<毎日> 11月22日付「長子継承案 国民の合意形成に努力を」

「女性天皇を認めれば、女子の皇族は多いので天皇制も安定し、継承問題の悩みも解消する。有識者会議としては時代を反映させた自然な結論と言ってもいい」「現代にふさわしい皇室像を求めれば女性・女系天皇の容認は自然の流れである」としながらも、伝統を尊ぶ立場からの疑問や反対の声に配慮する一文もあり、明瞭さを欠く印象は否めない。

<読売> 11月25日付「皇室典範報告 平易に説いた男系維持の難しさ」

「今後も男系を維持していくことの難しさなど、有識者会議として結論に至った考え方が、簡潔で平明に説明されていると言っていいだろう」「有識者会議が示した制度を、多くの国民が共感をもって受け入れるなら、皇室制度が揺らぐことはないだろう」とするなど、主張よりも有識者会議の結論を尊重する姿勢である。これに先立つ報告書公表前の10月28日付社説でも、「将来にわたり安定的に皇位を継承し、皇室制度を継承していくためには、これ（筆者注：方向性が明らかになった有識者会議の結論のこと）が責任をもって示せる唯一の回答だったということだろう。（中略）10人の委員全員の一致した結論であるなら、尊重していいのではないか」という。

有識者会議報告書の公表後、小泉首相は皇室典範改正に強い意欲を示して改正案の検討に着手もしていたが、2006年2月に入って女性・女系天皇に道を開く皇室典範改正に反対の立場の与野党議員が多数の署名を集め、集会を開くなどの動きが活発化する。この状況で、3紙は次のような社説を掲載した。

<朝日> 2006年2月4日付「皇室典範 ここは冷静な議論を」

上記2005年11月25日付社説とニュアンスの異なる「（有識者会議の）報告について、私たちは『妥当な結論だ』と支持した。ただ、皇位継承順を第1子優先とするかどうかには議論の余地があ

ると考えている」とする考え方を示した。女性・女系天皇の容認に対する疑念あるいは反対論の高まりに配慮したものと推測される。この社説では同時に、女系天皇に異を唱える皇族の発言を取り上げ、「一般論としては皇族であっても自由に発言するのが望ましいと思う。だが、戦後の憲法で国民統合の象徴とされた天皇には、政治的行為や発言に大きな制約がある。皇族もこれに準じると解釈すべきだろう」と批判を加えていることを記しておく。

＜毎日＞2月5日付「皇室典範改正 政争の具にせず、論議深めよ」

小泉首相の皇室典範改正を急ぐ動きを「説明は不十分だ」と批判し、一方の女性・女系天皇に反対または慎重であるべきだとの意見に対しても、「男系天皇が継続できる具体的な対策の提示がまず求められる。同時に乖離している世論を説得し、同調を図るべきだ」と注文をつけるが、問題の中身に対する毎日自身のスタンスは必ずしも示されてない。「女性天皇を認めれば、女子の皇族は多いので天皇制も安定し、継承問題の悩みも解消する」として有識者会議報告を評価した前年11月22日付社説とは、上記朝日の社説と同様明らかにニュアンスが異なる。

＜読売＞2月3日付「皇室典範改正 国民に理解が浸透する工夫を」

「男系維持がなぜ難しいのか、有識者会議の議論の経緯を含めて国民に丁寧に説明して、国民のコンセンサスの落ち着き先を探ることが大事ではないか」「一般の法律案ではないのだから、郵政民営化法案の時のような“強行突破”も、全面的な抵抗もなじまない」と、もっぱら国民的合意形成のための努力傾注を促す。

3紙が上記のような社説を掲載した後の2006年2月7日、NHKが秋篠宮妃懐妊の兆候と報じ、同月24日に宮内庁が懐妊を発表した。男子誕生で事態が変わる可能性もあることから、朝日は2月9日付で「皇室典範 待つのも選択肢だ」、毎日は2月8日付で「紀子さまご懐妊 無事な出産をお祈りします」、読売は9日付で「紀子さまご懐妊 ご誕生の日を楽しみに待ちたい」と見出しを付した社説を掲載した。それぞれ皇室典範改正問題にも触れているが、内容の詳細は省略する。

以上のような背景があって皇室典範改正案の国会提出は結局見送られ、女性・女系天皇問題は沈静化した。その後2006年9月、秋篠宮家に長男・悠仁親王が誕生する。

(3) 天皇即位20年を契機とする論議—2009年1月および同年11月

2009年1月7日、天皇は即位20年を迎えた。同日付で毎日が「天皇陛下即位20年 『国民とともに』を实践した」というタイトルの社説を掲載し、その約10か月後の11月12日に執り行われた即位20年を記念する式典に際し、朝日が「即位20年 未来の天皇像考える機に」と題した社説を載せた。ともに、日本国憲法下で即位した初の天皇の誠実な歩みを評価する内容であるが、皇位継承問題にも言及している。

＜朝日＞11月12日付「即位20年 未来の天皇像考える機に」

「(日本国憲法下で即位した初めての) 象徴天皇として前例のない道を模索してきた。その『平成流』スタイルが時代の求めに合い、多くの国民に受け入れられた」と評価する一方で、「私たちは、

象徴天皇の役割と限界は何かを問うことを天皇陛下に任せきりにしてきたのではないか。陛下の存在感と人柄に、ときには憲法の枠を超える期待もしてこなかったか」と問い、「陛下の思いを尊重しながらも、憲法の理念が形骸化せぬよう、私たちは常に敏感でなければならない」という。これに加えて、「女性・女系天皇を認めるかどうかの議論は、3年前の悠仁さま誕生で止まったままだ。合意形成に向け、熟議を再開したい」とも記している。

＜毎日＞1月7日付「天皇陛下即位20年 『国民とともに』を实践した」

「陛下は『国民統合の象徴』として具体的に成すべきことを自らに課すように行ってきた」と評価し、そのうえで皇室典範に触れ、「男系男子の継承に限る現行皇室典範のままでは、将来皇位継承資格者を欠く事態すら憂慮される。(中略)この節目に、負担をかける公務の軽減や簡素化とともに、皇位継承問題についてもオープンで多様な論議を広げたい」として、朝日と同様に皇位継承問題への論議再開を促す。

(4) 女性宮家創設の動きを契機とする論議—2011年11月および2012年10月

羽田信吾・宮内庁長官が2011年10月5日、野田佳彦首相に対し、「女性皇族が多い現状のままでは皇族が将来減少し、皇室の安定的な活動を維持できなくなる」として

対策を検討するよう要請した。それを受けて野田内閣は、男系男子による皇位継承は維持しながら、女性皇族が結婚後も皇室にとどまる「女性宮家」の創設を視野に入れた皇室典範改正に取り組むこととし、2012年2月から7月まで6回にわたって12人の有識者にヒアリングした。この結果、政府は①天皇の子や孫である女性皇族は結婚後も宮家を構え、皇室にとどまる。その夫や子も皇族とするが、子は結婚すると皇族の身分を離れる、②女性の宮家はつくるが、夫や子は皇族としない、③女性皇族は結婚後皇族の身分を離れるが、その後も国家公務員として皇族活動を支援する、の3案にまとめた論点整理を同年10月5日に公表した。しかし、12月26日政権が交代して第2次安倍晋三内閣が発足すると、論点整理は具体的に検討されることなく問題は白紙に戻された。この動きに関連する社説は次のとおり。

＜朝日＞2012年2月21日付「女性宮家 国民合意を築くために」

「(宮内庁の) 心配はそのとおりだし、女性宮家は比較的多くの人に受け入れられるだろう」としながらも、別の角度から天皇の公的行為と呼ばれる活動の増加について、「こうした活動は親しみやすい皇室づくりに役立ってきた。だがゆきすぎれば天皇の政治利用などを招き、これまで育ててきた象徴天皇制の基盤をかえってそこなう恐れもある」と記す。また「新たに宮家を立てるとして、皇室に残る女性皇族の範囲をどこまでに限るのか。宮家創設を強いるのか、意思を尊重するのか。夫や子、孫も皇族としてずっと遇していくのか」と疑問を投げながら、「これらの問いに答えを出すためにも、国民と皇室の関係を確かめ直すことが必要だ。(中略)皇室のありようは、日本国民の総意に基づく。その国民が合意を形づくるための努力を政府は惜しんではならない」と結んで、根本に立ち返った論議を提唱している。

<朝日> 2012年10月10日付「皇室のあり方 国民の支えあってこそ」

政府がまとめて公表した3案について、イメージしやすいのは①案だろうとしながらも、「悠仁さまが生まれ、皇位継承へのさし迫った不安はない。いま考えるべきは、皇室活動の内容や規模はいかにあるべきで、それを皇族方にどう担ってもらうのが適切かという問題だ」「将来、皇位継承の問題を真剣に検討しなければならない時がくる可能性はある。そうなった時は、その時点で考えられる選択肢のなかから、その時の国民が答えを出せばいい」という。皇位継承問題については、以前の、例えば前記した2009年11月12日付の熟議喚起の提唱などに比べ、いささか冷めた印象がある。

<毎日> 2011年11月26日付「『女性宮家』 皇室の将来へ論議を」

「『女性宮家』は皇族の数を維持するとともに皇位継承の資格者を広げる可能性がある。もちろん短兵急に決めることはできない。国民に開かれた論議と理解が必要だ。戦後、天皇制は『開かれた皇室』『国民とともにある皇室』という理念で理解され、親しまれてきた。長い歴史に培われた伝統を守ることと、時代とともに新しい形も取り入れていくことは、決して矛盾しない」と述べ、女性宮家の創設に肯定的な姿勢である。

<読売> 2011年11月26日付「『女性宮家』 皇位継承の議論を再開したい」

「(女性宮家の創設に関する宮内庁の要請は) 皇位継承のあり方や国家の根幹に関わる重要な課題だ。広く国民の理解を得ながら、検討を進めていくべきだろう」とだけ述べ、主張らしきものはない。ただ、これに加えて「安定的な皇位継承には、女性天皇・女系天皇の問題も避けては通れぬ課題である。皇室制度を安定的に存続させていくためには、いかなる制度改正が望まれるのか。小泉内閣以来、しばらく途切れていた議論を再開させる必要がある」と、暫時論議の途絶えていた女性・女系天皇問題にも言及していることを記しておく。

<読売> 2012年10月6日付「女性宮家案 皇室活動の安定へ議論深めよ」

論点整理については、「皇室活動の安定性を確保するために、方向性を打ち出したことは一定の前進である」と、一般論として評価する。そのうえで「政府は男系男子による皇位継承を定めた皇室典範1条は改めないことを、今回の議論の大前提とした。(中略) 論点整理では、女性宮家を創設した場合でも一代限りとした。さらに、女性皇族は結婚して皇族の身分を離れても、国家公務員として皇室活動を支援するという案も示している。ただ、これでは皇族の減少に歯止めをかけることは出来まい」として、「皇室典範改正に向けた議論を、さらに継続していく必要がある」と結ぶ。上記2011年11月26日付社説も併せ、読売の議論を提唱する姿勢はきわめて明瞭というべきだろう。

ま と め

<1. 生前退位をめぐる動きと新聞論調>で、朝日、毎日、読売3紙の社説を2016年7月から11月までの5か月間に限ってレビューし、<2. 天皇制に関連する新聞論調>で、同様に3紙社説の概要を記した。後方で記述対象とした社説は、小泉純一郎内閣時の女性・女系天皇容認論を

テーマとするものと野田佳彦内閣時の女性宮家創設論に関係するものが中心である。

かつての女性・女系天皇論および女性宮家創設論は、いうまでもなく天皇制の安定的持続を前提とする議論であるが、今回の生前退位に関連する議論の前提もまた、高齢化時代によりよく適合する天皇制の安定的継続、とって差し支えないだろう。

現天皇の「国民と共にある」人間像が原型として国民の中に形成されたのは、一般にいわれるように1959年の天皇夫妻の結婚を契機とするといつて大過ないはずである。テレビをはじめとするマスメディアは、結婚報道以降も天皇個人あるいは夫妻の姿を折々に取り上げて、人々に“大衆天皇制”を印象付ける作用を果たしてきた。誠実で好ましさを感じさせる人間天皇像はこのような営為の中で国民の中に浸透、定着し今日に至っているのである。

敗戦直後一部にあった、統治権総攬者としての昭和天皇の戦争責任を問うて退位を求める議論⁽¹⁾とは異なり、今の世論は高齢でなおその務めを誠実に果たそうとする「人間天皇」に情を寄せた退位容認の方向に傾きつつあるように見える。いわば、往年の問責的退位請求論から同情的退位容認論への全きシフトである。そのことの裏付けは、生前退位に関する世論調査結果の一例を挙げれば足りるだろう。共同通信が2016年8月8日、9日に実施した電話調査によれば、「天皇が生前に退位できるようにすることをどう思いますか」という質問に86.6%の人が「できるようにした方がよい」と答え、そのうちの67.5%の人が理由として「天皇の意向を尊重すべきだから」を挙げたという（東京新聞8月10日付紙面）。こうした空気の中で、生前退位が動かしがたい既成のものとして、そのうえで遺漏なき法的整備が検討事項の中心テーマとなって粛々と進行する。本稿執筆時点（2016年11月）で描かれる構図は、およそそのようなものだろう。その構図の中で展開される議論の中身は新聞論調も含めて様々ではあるが、議論の核心に象徴天皇制の安定的継続という命題が存在することに変わりはない。このことは、前述したかつての女性・女系天皇容認論、あるいは女性宮家創設論にも当然ながら共通する。象徴天皇制の安定的継続のために時の問題に対応して法的整備を実施するのは、法治国家であれば当たり前である。しかし、法整備という外形的な対応だけで事が済むわけでは決してない。冒頭に記したように、安定的継続を前提とするのであれば、より重要なのは象徴天皇制という憲法上の制度の内実に対する国民の理解とそれに基づく議論、すなわち、憲法第1条にいう「日本国の象徴」「日本国民統合の象徴」の根本的な意味に対する理解と議論である⁽²⁾。同条で象徴天皇の地位が「主権の存する日本国民の総意に基づく」と定められている以上、アカデミズムにとどまらない国民レベルにすそ野を広げた理解と議論が不可欠であることはいうまでもあるまい⁽³⁾。むろん、言論機関である新聞メディアもこれにまったく無頓着であったわけではない。一例を挙げれば、朝日は2016年10月14日付の「耕論」面で、「国家の象徴とは」というタイトルを付し、2人の論者（河西秀哉・神戸女学院大学准教授、瀧井一博・国際日本文化研究センター教授）の見方を掲載している。これはこれで多とするにしても、他紙を含めて同種テーマの記事の絶対量不足は否めない。この問題に関して新聞を含めたメディア全般に今求められているのは、「象徴とは何か」をあらためて国民的議論の俎上に載せるための種々の工夫だろう。その任に最も適したメディアはやはり新聞ではないか。筆者はそう考える。

注

(1) 根津朝彦は、『『中央公論』の紙面研究と編集者の群像を通して戦後ジャーナリズム史上の「論壇」と総

合雑誌の位置づけを解明すること」を目的とした研究で、1961年の「風流夢譚」事件以前は天皇制批判にタブーはなく、総合雑誌の中では『中央公論』がその批判の主導的存在であったと記している（『戦後『中央公論』と「風流夢譚」事件』日本経済評論社、2013年）。

- (2) 藤田省三は、かつて石母田正、大江志乃夫、遠山茂樹との座談会でこう語っている。「天皇は『国民統合の象徴』といわれていますね。しかし、これは多少アイマイで多義的な規定だと思う。国民の象徴か統合の象徴なのか、わからない面がある。（中略）このアイマイさが支配階級に利用されている。この点から憲法が本来もっているべき規範性が崩されている」（『藤田省三対話集成1』みすず書房、2006年）所収。初出『現代の発見 第4巻 現代の天皇制』（春秋社、1963年）。
- (3) 現行憲法における「象徴」の意味については諸説ある。例えば芦部信義は「憲法第一条の象徴天皇制の主眼は、天皇が国の象徴たる役割をもつことを強調することにあるというよりも、むしろ、天皇が国の象徴たる役割以外の役割をもたないことを強調することにあると考えなければならない」（『憲法』岩波書店、1993年）といい、佐藤幸治は「『象徴』は元来社会心理的なものであって、それ自体としては法と関係を有しうる性質のものではない。にもかかわらず、『象徴』関係が法的に規定されることがあるのは、基本的には右の社会心理の醸成・維持を願望してのことである」（『現代法律学講座5 憲法 第三版』青林書院、1996年）と述べる。

